

「血族」に関する若干のコメント

2001.10.18 福武公子

兄弟からの精子提供および姉妹からの卵子提供が「近親相姦」またはそれに類するものに該当しないか、という意見がでております。

「近親」というのは、もともと血縁関係が近いという意味でしょうが、「血族」には「自然血族」と「法定血族（養子縁組によって発生する）」の両方が含まれていますし、これ以外に、「婚姻によって成立する姻族」というのもあります。

「婚姻禁止範囲」には、優生学的視点からのものと倫理的・道徳的視点からのものの両方が含まれています。混乱をしないように、民法上の規定を述べておきます。

民法734条は「近親婚の禁止」として次のように規定しています。

- ①直系血族・・・全部禁止
- ②3親等内の傍系血族

但し、養子と養方と傍系血族との間はこのかぎりではない。

●養子と養親の子どもの結婚はこれで可能です。よくあるケースです。

問題は、直系姻族間です。

民法735条は「直系姻族間の婚姻禁止」として、全部禁止と規定しています。姻族関係が終了しても同じです。

●ある女性が結婚すると、夫の父とは直系姻族の関係になります。ですから、離婚した後にも、元夫の父と婚姻はできません。「自然血族」の観点からいえば、何の血のつながりもないのですから、結婚を認めて良いようにも思われますが、禁止されています。いったん、「嫁と舅」という身分関係を形成したのですから、たとえ離婚したとしても、社会的倫理的に認め難い、とするものです。これはかなり身分関係を重視する儒教的因素も入っていると思われます。

仮に婚姻したとしたら（戸籍の受付はできませんが）、「近親婚」にはなりませんが「直系姻族間の婚姻」には該当します。

●ある男性が結婚して離婚したのちに、その姉妹と結婚することは、

わが国では容認されています。例は多いと思います。

養子縁組も法定血族の創出ですから、次のように規定されています。

民法736条は「養親子関係者間の婚姻禁止」として、

「養子、その配偶者、直系卑属又はその配偶者」と

「養親又はその直系尊属」の間では、婚姻できないと規定しています。

離縁した後でも同じです。

●ある女性が年上の男性と養子縁組を結んだら、離縁した後にも婚姻はできないことになります。これも、一度は「親子」になったのだから、夫婦になることは倫理的道徳的に認め難い、とするものです。

どこまでを婚姻障害とするかは、その国の考え方です。韓国では婚姻障害の範囲は、議論されていましたが、10年前の民法改正でも、従来通りの規定になっています。

社会的文化的倫理的な問題がからんでくるのですが、私としては次の^段に考えておきます。

結論 その1

少なくとも日本では、民法上の規定から、妻が夫の父親の精子を利用して子どもをつくる、ということはとても認められない。

結論 その2

夫の兄弟の精子を使用することは、人間関係が複雑になったり、子どもが混乱したりという問題以外にも、社会的倫理的問題がからんでおり、特別な事情でも無い限り、容認しがたい。妻の姉妹の卵子を貰うことも同じです。

以上